

会議録

令和7年第1回更別村議会臨時会

第1日（令和7年1月7日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 議案第 1号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 6 議案第 2号 更別村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 7 議案第 3号 更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第 8 議案第 4号 更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 議案第 5号 令和6年度更別村一般会計補正予算（第6号）の件
- 第10 議案第 6号 令和6年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件
- 第11 議案第 7号 令和6年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件
- 第12 議案第 8号 令和6年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件
- 第13 議案第 9号 令和6年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	織田忠司	副議長	7番	高木修一
	1番	太田綱基		2番	安村敏博
	3番	斎藤憲		4番	尾立要子
	5番	小谷文子		6番	荻原正

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	宝輪祐子	代表監査委員	笠原幸宏
総務課長	末田晃啓	企画政策課長	本内秀明

産業課長 高橋 祐二

保健福祉課長 新関 保

教育委員会
事務局 伊東 秀行
教育次長

住民生活課長 小野寺 達弥
会計管理者

子育て応援
課長補佐兼 栗原 利全
母子保健係長

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 佐藤 敬貴

書記 村田 弘治

書記 山角 竹志

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議 長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回更別村議会臨時会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村 長 皆さん、新年明けましておめでとうございます。今年も何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日ここに令和7年第1回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位の皆様におかれましては時節柄大変にご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、平成30年6月から交通事故死ゼロが継続して6年7か月経過しておりましたが、一昨日、村内において死亡事故が発生しております。村としても極めて憂慮すべき事案として重く受け止めております。事故の再発防止と冬道の交通安全の推進に向け、警察や村、生活安全協議会などの関係機関と連携をし、しっかりとした安全対策に取り組んでまいります。

さて、令和7年の年明けは、大みそかに若干の降雪があったものの、天候にも恵まれ、大変穏やかな新春の幕開けとなりました。昨年は1日に震度7、マグニチュード7.6の巨大地震が石川県能登半島一帯を襲い、その後大津波が発生、石川県各地で甚大な被害をもたらしました。今もなお避難を余儀なくされている方々も多く、改めましてお亡くなりになりました方々のご冥福を心からお祈り申し上げるとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を切に願うものであります。

さて、本村の農業であります。7月の干ばつの影響を受けたものの、その後は天候にも恵まれ、作物の生育も順調に推移し、本年度の粗生産額は史上最高とのこととあります。これもひとえに生産者の高い営農技術とたゆまないご努力によるたまものと深く敬意を表すものであります。一方で、引き続き、肥料、飼料、燃油や農業資材の高騰により実際の農業所得が大きく減額となっており、農業経営全般にも大きな影を落としております。さらに、酪農、畜産においては、長く厳しい状況にあることに変わりはありません。引き続き、JAさらべつや関係機関との連携の下、安定経営や農業の基盤整備に向け、国や道に対して施策を強く要望し、本村の基幹産業である農業を守るため全力で取り組んでまいり所存であります。

年末も押し迫った12月25日と26日、過疎地域持続的発展を目指す道内の関係町村長と共に、内閣府や総務省、関係国会議員の中央要請を行いました。過疎新法における町村の取組状況を報告してまいっております。また、村単独ではデジタル庁に赴きまして、行政DXやスーパービレッジ構想の進捗状況について報告し、来年度の国の重点施策や情報の共

有、意見交換を精力的に行ってまいりました。

昨年4億2,000万円と史上最高の寄附額になったふるさと納税であります。本年度は現時点で4億8,000万円に到達し、2年連続で史上最高額を更新しております。今回の本臨時会での補正案件としております。貴重な自主財源として、ご寄附の趣旨にのっとり各種施策への運用を図ってまいります。大変ありがとうございました。

また、今日、物価高による村民の生活や商工業者の事業運営の影響が深刻な事態となっておりますことから、政府の重点交付金を活用し、本臨時会の議決を経て、村民1人当たり7,000円のクーポン券を発行する準備を進めたいと考えております。

また、来年度は、老朽化した給食センターの移転、改築、福祉ホームの建設、花園プラムタウンの第1期分譲を行い、村民の暮らしを豊かにするインフラ整備にもしっかりと取り組んでまいります。

今週末より各行政区における行政区懇談会を実施してまいります。令和7年度の主な事業計画につきまして説明を行う予定であります。また、村政全般に関わるご意見、ご要望についても伺っていきたいと考えておりますが、村民の皆様の声を真摯に受け止めながら、今後の村政運営に当たってまいります。

今年はい年であります。ドイツの哲学者ニーチェは脱皮しない蛇は滅びるとの格言を残されました。人体の細胞が常に新陳代謝を繰り返し、新しく再生するように、今日自治体もまた時代の変化に呼応して進化し続けなければなりません。20年、30年後も豊かで、持続可能な村の実現に向け、本年も未来へつなぐ村づくりに果敢に挑戦してまいり決意であります。

本臨時会におきましては、条例改正4件、一般会計補正予算、特別会計補正予算5件の計9件につきましてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番、尾立さん、5番、小谷さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本臨時会の議事、運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

太田議会運営委員長。

○太田議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第1回村議会臨時会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ1月6日午前10時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日1日間とすることが適当であると認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。

◎日程第5 議案第1号

○議長 長 日程第5、議案第1号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第1号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年更別村条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、国家公務員の給与の取扱いに準じて議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、12月1日に在職する者に支給する期末手当の支給割合を100分の340から100分の350に改めるものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。新旧対照表について説明を申し上げます。

現行、見出し、期末手当、第5条第2項(2)、12月1日に在職する者、下線部「100分の340」を改正後は下線部「100分の350」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、施行期日等、1、この条例は、公布の日から施行するものであります。

2、改正後の更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、以下改正後の条例といいます、の規定は、令和6年12月1日から適用するものであります。

期末手当の内払いとして、3、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第1号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議 長 日程第6、議案第2号 更別村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第2号 更別村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和38年更別村条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、国家公務員の給与の取扱いに準じて特別職の職員で常勤のもの期末手当の支給割合を改めるため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、第1条におきまして12月1日に在職する者に支給する期末手当の支給割合を100分の225から100分の235に改めるものであります。

(2)、第2条において6月1日に在職する者に支給する期末手当の支給割合を100分の225から100分の230へ、12月1日に在職する者に支給する期末手当の支給割合を100分の235から100分の230に改めるものであります。

次のページをお開きください。第1条の条例本文であります。現行、見出し、期末手当、第4条第2項の(2)でありますけれども、12月1日に在職する者、下線部「100分の225」とあるのを改正後は同じく下線部「100分の235」に改めるものであります。

続きまして、次のページにまいります。次のページは、第2条本文であります。同じく現行の見出し、期末手当の第4条第2項(1)、6月1日に在職する者、「100分の225」を改正後は「100分の230」へ、(2)、12月1日に在職する者、下線部「100分の235」を同じく下線部「100分の230」へ改正後改めるものであります。

なお、附則といたしまして、施行期日等、1、この条例は、公布の日から施行するものであります。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するものであります。

2、第1条の規定による改正後の更別村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例、以下、改正後の条例といいます、の規定は、令和6年12月1日から適用するものであります。

続いて、期末手当の内払いとして、3、改正後の条例の規定を適用する場合におきましては、第1条の規定による改正前の更別村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第2号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議 長 日程第7、議案第3号 更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第3号 更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村職員の給与につきまして国家公務員の取扱いに準じた改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、第1条におきまして、12月に支給する期末手当の支給割合につきまして100分の122.5から100分の127.5に改めるものであります。

(2)、第1条において、勤勉手当の総額の限度額を算出するために勤勉手当基礎額に乗ずる率を12月に支給する場合につきまして100分の102.5から100分の107.5に改めるものであります。

(3)、第1条において、寒冷地手当の支給額を職員の世帯等の区分に応じ改めるものであります。

(4)、第1条において、行政職給料表を改めるものであります。

(5)、第2条におきまして、扶養手当は配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を増額するため、改めるものであります。

(6)、第2条において、期末手当につきましては6月に支給する支給割合は100分の122.5から100分の125に、12月に支給する支給割合は100分の127.5から100分の125に改めるものであります。

(7)、第2条におきまして、勤勉手当の総額の限度額を算出するために、次のページにまいります。勤勉手当基礎額に乗じる率を6月に支給する支給割合は100分の102.5から100分の105に、12月に支給する支給割合は100分の107.5から100分の105に改めるものであります。

(8)、第2条において、行政職給料表を改めるものであります。

(9)、第3条におきまして、暫定再任用職員に住居手当及び寒冷地手当を支給するため、附則を定めるものであります。

なお、末田総務課長に補足説明をいたさせます。

また、資料を添付しております。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明を申し上げます。

1 ページおめくりいただきまして、条例本文を御覧ください。第1条で更別村職員の給与に関する条例の一部を改正し、期末手当について規定する第14条第2項中「6月に支給する場合においては」を「6月に支給する場合には」に、「12月に支給する場合においては100分の122.5」を「12月に支給する場合には100分の127.5」に、同条第4項中「それぞれ「100分の68.75」を「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」に改めるものでございます。

勤勉手当について規定する第14条の4第2項中「100分の102.5」を「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に、同条第3項中、次のページを御覧ください。「100分の48.75」の次に「と、「100分の107.5」とあるのは「100分の51.25」」を加えるものでございます。

寒冷地手当について規定する第15条第2項の表中「2万6,380円」を「2万9,400円」に、「1万4,580円」を「1万6,200円」に、「1万340円」を「1万1,500円」に改めるものでございます。

別表第1(一)の行政職給料表は、一般職の職員の給与に関する法律別表第1、行政職俸給表(一)の1級から6級までに準じて全ての級、号俸の金額を改めるものでございます。なお、議案資料として行政職給料表の改正前と改正後の比較表をお配りしておりますので、ご参照くださるようお願いいたします。

しばらく行政職給料表の改正が続きますので、6ページほどおめくりいただきたいと思っております。第2条で、同じく更別村職員の給与に関する条例の一部を改正し、扶養手当について規定する第7条第2項第1号を削り、第2号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を「扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。」と改め、同条第4項中「達する日後」を「達する日以後」に改め、「以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条第5項を1項繰り下げ、第4項の次に第5項を加え、「前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。」と規定するものでございます。

扶養親族の届出並びに始期及び終期について規定する第8条は、扶養親族から配偶者が除かれたことにより全文を削除するものでございます。

次のページを御覧ください。住居手当について規定する第8条の4第4項を削るものでございます。

期末手当について規定する第14条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、次のページを御覧ください。同条第4項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」」を「「100分の125」とあるのは「100分の70」」に改めるものでございます。

勤勉手当について規定する第14条の4第2項中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「「100分の102.5」とあるのは「100分の48.75」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の51.25」」を「「100分の105」とあるのは「100分の50」」に改めるものでございます。

寒冷地手当について規定する第15条第4項を削るものでございます。

別表第1（一）の行政職給料表は、一般職の職員の給与に関する法律別表第1、行政職俸給表（一）が各級の初号を引き上げつつ、職務の級間水準の重なりを解消し、昇格時の俸給上昇幅を拡大するよう見直しが行われたことから、これに準じて改めるものでございます。

しばらく行政職給料表の改正が続きますので、6ページほどおめくりいただきたいと思えます。第3条は、更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正で、附則第5条第1項及び第6項中「第9条第2項」を「第9条第6項」に改め、同条第7項中「、第7条、第8条、第8条の4及び第15条」を「及び第7条」に改めるものでございます。

附則第1項で、この条例は、公布の日から施行するよう規定するものでございます。ただし、第2条、第3条の規定並びに附則第4項から第7項までの規定は、令和7年4月1日から施行するよう規定をいたします。

附則第2項で、第1条の規定による改正後の更別村職員の給与に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用するよう規定するものでございます。

次のページを御覧ください。附則第3項で、改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の更別村職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすよう規定するものでございます。

附則第4項で、令和7年4月1日の前日において更別村職員の給与に関する条例別表第1（一）の行政職給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸に応じて同表に定める号俸とするよう規定するものでございます。

附則第5項で、切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度に

において必要な調整を行うことができるよう規定するものでございます。

附則第6項で、切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例第7条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、「(5) 重度心身障害者、(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とするよう規定するものでございます。

附則第7項で、更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正し、附則第2項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改めるものでございます。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、安村さん。

○2番安村議員 ちょっと、今回の国家公務員法の一部改正ということで、給与体系も含めて、扶養手当も含めてということで改定案が示されました。特に私が気にしているのは、扶養手当中の配偶者手当の関係が暫定的な処置を経て廃止されるというような内容の説明ではなかったかなというふうに解釈しております。これは、国的な施策の中で一律的な捉え方という部分は理解できないわけではないのですが、たまたま、今回、更別村の実態を鑑みたときに、家族構成だとか配偶者の仕事の内容だとかを総合トータル的に考えたときに、かなり厳しい状況の中でやっぱり配偶者手当を削除していくというのは、ちょっと疑問が残るのではないかなというふうに考えているところであります。それに対して、子の手当を増やすという考え方は考え方で、それは妥当性があると思うのですが、その点の配偶者という押さえ方の中の地方の独自性というものを鑑みたときに、何か再考すべき対策はないのかなというふうに考えておりますけれども、その点の考え方についてご答弁いただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 独自の対策というお答えになるかどうか分かりませんが、今回の人事院勧告を受けて、国家公務員の給与が改定されたその背景というか、経緯をちょっとご説明させていただきたいと思います。

地方公務員の給与に関しましては、地方公務員法第24条第2項で生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされているところでございます。国は、令和6年の人事院勧告を受けまして、既に一般職の職員の給与に関する法律を改正をしているところでございます。扶養手当に関しては、今回の条例改正と同様の見直しが既に行われていると、そういう状況になっております。本村の職員給与に関しましては、国家公務員の給与に準ずることを通例として

おりまして、このたびの条例改正につきましても、国家公務員における扶養手当に準じて見直しを行うものでございます。

一般職の職員の給与に関する法律の改正の根拠となりました令和6年人事院勧告において扶養手当に関し報告されておりますので、関係部分を読み上げさせていただきたいと思っております。平成28年に配偶者に係る扶養手当の段階的な引下げを勧告した際、税制及び社会保障制度や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じて必要な見直しを検討することとした。その後、政府においては就業調整を意識しなくても済む仕組みを構築する観点からの配偶者控除、配偶者特別控除の見直しや、被用者保険の適用拡大といった制度の見直しが行われてきた。また、令和5年9月の全世代型社会保障構築本部においても、「年収の壁・支援強化パッケージ」に基づき企業の配偶者手当の見直し促進に取り組むこととされるなど、政府全体として配偶者の働き方に中立となるよう制度の見直しに向けた取組が進められている。このような状況の下で、民間企業や公務の配偶者に係る手当の状況を見ると、減少傾向が継続をしている。具体的には、民間における家族手当の状況について本年の職種別民間企業実態調査の結果を見ると、配偶者に手当を支給する事業所は53.5%であり、配偶者に係る手当の見直しを勧告した平成28年の調査結果66.8%から13.3ポイント減少している。また、これらの事業所のうち15.3%は配偶者に対する手当を見直す予定、または見直すことについて検討中と。11.1%は、税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの動向によっては見直すことを検討としている。さらに、公務においても本年の国家公務員給与等実態調査の結果を見ると、配偶者に係る扶養手当を受給する職員の割合は25.3%であり、平成28年の調査結果39.6%から14.3ポイント減少している。このような社会と公務の変化を踏まえ、配偶者に係る扶養手当を廃止する。他方、子に要する経費の実情や我が国全体として少子化対策が推進されていることを踏まえれば、子に係る扶養手当をさらに充実させることが適当であるため、配偶者に係る扶養手当を廃止することにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を1万3,000円に引き上げるといった勧告がされておりますので、説明とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 詳細説明ありがとうございます。内容的にはそれぞれの平成28年からの税制改革も含めてということの中での一環としての計画を踏まえてという改正案だよということ、それに準じたものを、今回、提案しているという内容については十分理解できるところであります。全体的なアンケートの中で、今、扶養手当の関係というか、配偶者手当の関係、実質的に全体的に見れば二十五、六%の部分しか実態的には対応できていないというか、対応してもそのぐらいの率だよという説明を含めた説明をいただきましたけれども、私が思うのは、独自性というか、やっぱり地方において全然違うという実態をどう踏まえた中でいくかということが逆に言えば地方創生の原則になってくるのではない

かな、重要なポイントになってくるのでないかなというふうに思っているところなのです。実態的にパーセントをもって、アンケートの実態数量をもって示していただくのはありがたいのだけれども、では、それが更別独自の中でどうなのだという部分が基本的に明確に示されて、では実態的に本当に夫婦の中で、家族というか、奥さんも含めて働いているという実態がどんどん、どんどん増えてきて、実態的にそういう実態が更別村にもあるのだよということであれば、それはそれなりに理解できるのですけれども、ちょっとやっぱり実態とかけ離れているような数字に更別の場合はなってくるのでないかなという懸念が1点。

それと、大きくは、申し訳ないけれども、各事業体も含めてやっぱりこの村の給与体系、扶養手当等に示される数字というのは、影響力すごくあるのです、実際に、ほかの企業に対しても。準じてやっぱり村の、地方行政に対して、扶養手当等の改正を準じた形で今までも実施しているという実態があるのです。それを考えたときに村行政だけの話ではなくて、やっぱり、村全体の働き方も含めてどうなのかという部分が課題として持っていたかなければ、これは地方公務員だからということだとどまらないということだけはこれは注意していただきたいし、その点を重く受け止めていただきたい。ゆえに、末田課長が、今、ご答弁いただきましたけれども、これは独自対策というか、これはあくまでも提案は更別村の給与規則ですから、それに対しての考え方というのは、いま一度、再考察できるものであるかどうかという部分、もう一度確認させていただいて、質問を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 すみません。議員のお申出といたしますか、考え方というのは理解しております。更別村の職員の給与というのはその分減少するという、配偶者手当が減るということは、当然、手取りの分もその分がなくなっていくということだとは思っています。一方で、その分子育てに関する部分ということで、子どもの扶養というところについては手当を厚くするということだというふうに認識しております。更別村の職員の中の給与というところにつきましましては、人事院勧告に基づいて今まで過去もそういうふうにはやっております。下げるときは下げる、上がるときは上がるというふうにはそこはやっております。議員のおっしゃるように、役場だけの問題ではなく、村の全体だというふうに、そこは理解はできますけれども、今回の提案したものについてはあくまでも職員の手当のところというところで、そこはご理解いただければと思います。ただ、今回、配偶者手当を削減するという点について、それをやめるという判断がどういう基準でやったらいいのかというのは今こちらのほうとしてはできないといえますか、何を根拠にしてやったらいいのかというのは、そこはちょっと今のところ手持ちとしては持っていないというところは、そこは実情としてはあります。村内の各企業の方々のほうからそういう声が上がっているのは、そこを踏まえてではどう考えていくのかというのは、今後の検討課題になっていくのかなというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 副村長、ありがとうございます、ご答弁いただきまして。実質的に私が最終的に言いたいのは、配偶者手当という一律というか、そのものの考え方をただ問うているのではなくて、やっぱり、更別の実態、家族構成も含めてという部分を質疑させていただきました。子育てのほうに手厚くしてという部分があるよという反面の部分の財源措置の分配の中の話、今、していただいているのですけれども、実質的に、更別村、頑張っているのですけれども、やっぱり、子どもの出生率も含めてだんだん少なくなっている、実際的には、やっぱり、ある程度年齢いってれば外に出ってしまう、学業も含めて出してしまうということを考えたときに、そこを重点的に更別村が考えてという部分が、どうしてもそこに重きを置くのであれば、それは配偶者の職業というものも前提になればこれは成り立たないというか、ある程度家族、家庭としての収入、全体的なバランスというものはやっぱり崩れてくる。では、奥さんの部分というか、奥さんとは限らないけれども、ある程度手当がなくなってきた、今後、少ないといった場合にどうなるかという部分は、全くそれは別問題で捉えられている部分が、これは極端な事例かもしれないけれども、あるという部分。そこは更別村の実態としてどうなのかというものを置いた中で、やれでなくて、やっぱりきちっと検討しながらいくべきではないかなというふうに思っているのですけれども、これが、私が言いたいことというか、そういうものの対応が、今後、行政として求められるのでないかなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 議員の申出につきましては、真摯に受け止めたと思います。ただ、現在、社会情勢としてはいろんな多様性とか、そういうところがありますので、ここ、更別村だけでもいろんな考え方、家族構成、そういったものがありますので、そういったところをどう捉えていくのかというのは今後の課題だと思っております。

以上です。

○議 長 ほか、ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第3号 更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議 長 日程第8、議案第4号 更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第4号 更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年更別村条例第29号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、国家公務員の給与の取扱いに準じてフルタイム会計年度任用職員の寒冷地手当の支給額を改め、また、パートタイム会計年度任用職員の期末手当に関し、更別村職員の給与に関する条例(昭和37年更別村条例第12号)第14条第2項の規定に準じた支給割合に改めるため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、第1条において、世帯主であるフルタイム会計年度任用職員で、扶養親族のあるフルタイム会計年度任用職員の支給額を2万1,110円から2万3,520円に改めるものであります。

(2)、第1条において、世帯主であるフルタイム会計年度任用職員で、その他の世帯主であるフルタイム会計年度任用職員の支給額を1万1,670円から1万2,960円に改めるものであります。

(3)、第1条において、その他のフルタイム会計年度任用職員の支給額を8,280円から9,200円に改めるものであります。

(4)、第2条において、パートタイム会計年度任用職員の期末手当に関する支給割合を1.225から1.25に改めるものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。第1条の本文であります。第1条、更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年更別村条例第29号)の一部を次のように改正するものであります。

現行の見出し、寒冷地手当、第17条第2項の表にあります下線部「2万1,110円」を「2万3,520円」に、真ん中の下線部「1万1,670円」を「1万2,960円」に、下線部「8,280円」を改正後は「9,200円」にそれぞれ改めるものであります。

次のページをお開きください。第2条の本文であります。現行の見出し、期末手当、第29条第2項の下線部「1.225」とあるのを改正後は「1.25」に、第3項、下線部「1.225」とあるのは同じく下線部「1.25」に改正後は改めるものであります。

附則といたしまして、施行期日等、1、この条例は、公布の日から施行するものであります。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するものであります。

2項、第1条の規定による改正後の更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年11月1日から適用するものであります。

寒冷地手当の内払いとして、第3項、改正後の条例の規定を適用する場合におきましては、第1条の規定による改正前の更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された寒冷地手当は、改正後の条例の規定による寒冷地手当の内払いとみなすものであります。

第4項、令和7年3月以前の期間を支給対象月として支給されるパートタイム会計年度任用職員の期末手当に関しては、この条例の施行後も、なお従前の例によるものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第4号 更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午前11時まで休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 議案第5号

○議 長 日程第9、議案第5号 令和6年度更別村一般会計補正予算（第6号）の件

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第5号 令和6年度更別村一般会計補正予算（第6号）の件であります。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,648万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億3,340万2,000円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 それでは、私のほうから補足説明申し上げます。令和6年度更別村一般会計補正予算（第6号）につきまして補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,648万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億3,340万2,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

繰越明許費、第2条は、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によるものでございます。

初めに、人件費についてご説明いたします。主な理由は、給与改定によるものです。各科目におきまして予算の補正がありますが、こちらについては給与費明細書によりご説明いたします。16ページをお開き願います。1、特別職において給与改定に伴い給与費について長等が9,000円、議員は14万9,000円を追加していますが、共済費は138万9,000円の減額、合計で123万1,000円の減額です。

17ページをお開き願います。2、一般職、(1)、総括については、給与改定に伴い給与費の給料及び職員手当等の合計で1,321万7,000円を追加しております。手当ごとの補正後、補正前比較の金額については、職員手当等の内訳をご参照願います。

18ページは給料及び職員手当等の増減額の明細、19ページは給料及び職員手当の状況です、ご参照願います。

20ページ、21ページは、給料及び職員手当等の科目別内訳です。補正後の款項目別の内訳を記載しておりますので、ご参照願います。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。まずは、歳出からご説明いたします。7ページをお開き願います。款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費は29万6,000円を追加し、補正後の額を5,122万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費、(2)、議員報酬等は、給与改定に伴う増です。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は1億2,699万円を追加し、補正後の額を10億9,673万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費、8ページをお

開き願います。(2)、フルタイム会計年度任用職員給与等は給与改定に伴う増、(3)、寄付金管理事業は、ふるさと納税に係る経費等及び寄付金管理基金への積立てに伴う増です。

9ページを御覧願います。目4地方振興費は7万円を追加し、補正後の額を6億2,564万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、広報関係経費は、役場庁舎1階ロビーに広報紙、各種チラシ、パンフレット等を置くためのスタンドを購入するものです。

目9住民活動費は87万5,000円を追加し、補正後の額を2,955万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、行政区会館維持管理経費は、南更別区会館の台所床の修繕及び更別東区会館の暖房機器の更新です。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は1,102万9,000円を追加し、補正後の額を2億5,601万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、社会福祉センター維持管理経費は、社会福祉センター大ホールの2階通路部分の修繕です。(2)、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業 補助は、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円の給付及び住民税非課税世帯のうち子育て世帯に対し子ども1人当たり2万円を加算するもので、必要な事務経費、システム改修に係る負担金等でございます。予算成立後事務手続、システム改修を行い、3月上旬に住民税非課税世帯に通知する予定でございます。

10ページをお開き願います。目2福祉の里総合センター費は36万4,000円を追加し、補正後の額を7,597万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、福祉の里総合センター維持管理経費は、福祉の里ロビー等で使用する電動掃除機の更新及び事務室用の机、椅子の購入です。

項3老人福祉費、目2老人保健福祉センター費は7万5,000円を追加し、補正後の額を8,597万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、老人保健福祉センター維持管理経費は、老人保健福祉センターロビーに広報紙、各種チラシ、パンフレット等を置くためのスタンドを購入するものです。

目3老人福祉推進費は11万7,000円を追加し、補正後の額を7,997万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、介護保険事業特別会計繰出金 介護給付は、給与改定に伴う増です。

11ページを御覧願います。款4衛生費、項1保健衛生費、目4診療所費は509万9,000円を追加し、補正後の額を1億4,816万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、特別会計(診療施設勘定)繰出金は、給与改定に伴う増です。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費は27万2,000円を追加し、補正後の額を2,585万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費は、給与改定等に伴う増です。

12ページをお開き願います。款7商工費、項1商工費、目2商工業振興費は2,389万4,000円を追加し、補正後の額を1億847万円とするものでございます。説明欄(1)、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業 補助はエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影

響を受けている村民を支援するため、村内で使用できるクーポン券7,000円分、額面500円を14枚を配布するものです。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費は403万9,000円を追加し、補正後の額を1億3,539万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費、13ページを御覧願います。(2)、指導主事共同設置事業 人件費分は、給与改定に伴う増です。

項2、小学校費、目1学校管理費は39万円を追加し、補正後の額を1億5,530万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、学校施設維持管理経費 小学校は、更別小学校体育館のカーテン及び暗幕等の修繕です。

項3中学校費、目1学校管理費は40万1,000円を追加し、補正後の額を4,739万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、学校施設維持管理経費 中学校は、更別中央中学校の体育館ステージ横の用具庫建具及び家庭科教室における電動水抜き栓の修繕です。

14ページをお開き願います。項4幼稚園費、目1幼稚園管理費は229万5,000円を追加し、補正後の額を6,318万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、フルタイム会計年度任用職員給与等は給与改定に伴う増、(2)、幼稚園舎維持管理経費は更別幼稚園のサンルーム用給湯機器の修繕及び屋外用ワイヤレスミキサーの購入、(3)、認定こども園運営経費は認定こども園上更別幼稚園で使用するおむつ交換台及び低年齢用滑り台の購入、(4)、認定こども園園舎維持管理経費はオープン、食洗機、園児入り口の電子錠の修繕です。

15ページを御覧願います。項6保健体育費、目2体育施設費は28万円を追加し、補正後の額を8,514万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、コミュニティプール維持管理経費は、循環ろ過装置の修繕です。

歳出の説明は以上でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。6ページをお開き願います。款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は6,590万5,000円を追加し、補正後の額を22億6,968万9,000円とするものでございます。普通交付税の追加です。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は3,058万1,000円を追加し、補正後の額を3億4,161万2,000円とするものでございます。歳出でご説明いたしました低所得者世帯に対する支援及び物価高騰の影響を受けている村民への支援に対する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。

款17寄附金、項1寄附金、目1寄附金は8,000万円を追加し、補正後の額を5億4,500万円とするものでございます。ふるさと納税の申込み増加に伴う増です。

歳入の説明は以上でございます。

続きまして、第2表、繰越明許費についてご説明いたします。3ページをお開き願います。繰越明許費は、記載されているとおりでございます。款7商工費、項1商工費、事業名、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業 補助について繰越明許するものです。歳出でご説明いたしましたが、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている村民に対し支援するため、村内で使用できるクーポン券を全村民に配布する事業です。補

正予算成立後、令和6年度内の事業執行とした場合、クーポン券の配布は1月末、または2月上旬、クーポン券の使用期限が2月末となり、村民の方がクーポン券を使用できる期間が短くなります。このため、村民の方が余裕を持ってクーポン券を利用できるようにするため全額繰越しし、令和7年度に事業を進めることといたしました。

令和6年度更別村一般会計補正予算（第6号）の補足説明は以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 9ページ、款3民生費、目1社会福祉総務費の説明欄の(2)、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の関係で補足説明願いたいのですが、先ほどの説明の中でこの事業については住民の非課税世帯、そして、子育て世帯ということで給付するというお話だったのですが、それぞれ対象世帯ってどのくらいあるのか、その辺について説明をいただきたいと思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回の給付金ですけれども、6年度の非課税世帯ということで、基準日が昨年、令和6年の12月13日が基準日ということで実施される事業になります。実際は、これからシステム改修を行いまして、対象者を抽出するというような形にはなるのですけれども、過去、数年来、似たような形の給付が行われておりましたので、そちらを参考に、今回、予算計上させていただいております。概算ですけれども、端数整理とか等ありますけれども、概算で世帯としては300世帯、それと、子どもにつきましては50名というようなことで予算措置をしております。恐らく、十分、余裕を持った積算になっているかなと思いますけれども、一応そのような形で事務を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 補足説明ありがとうございました。300世帯、50名子どもたちということなのですが、この事業については臨時交付金という形で速やかな交付を進めていかなければならないと思うのですが、職員の皆さん大変忙しい思いしていると思うのですが、早急なその辺の支給をしていかなければならないと思っておりますが、今の目標として、大体、いつ頃までにこの辺の支給をできるのかという部分で、言える日にちで構いませんので、その辺の日程について説明願いたいと思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 事業の支給時期ということで、当然、物価高騰等のことですので、速やかにということですが、先ほど言ったように、対象者の抽出がまずありますので、そちらの、今、システム改修が2月の中旬頃というようなことで聞いておりますので、それが、改修が済めば対象者が抽出できますので、それぞれの対象者の方にご案内ができるのかなと。遅くとも3月上旬にはご案内して、早ければ、3月中旬には1回目の支給とい

うような形になると思います。一応、対象者の方に口座の確認ですとか、そういうようなことがあるものですから、一方的に振り込めればすぐなのですけれども、そういうようなことで早ければということになります。あと、この事業が行政の会計年度で行われるということがあるものですから、基本的に3月末までに意思確認が取れた方に関して支給するというので、逆に、急いで支給をするような形になるのですけれども、そのような形で事務を今取り進めたいと思っております。

以上です。

○議 長 ほか、ありませんか。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第5号 令和6年度更別村一般会計補正予算(第6号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号

○議 長 日程第10、議案第6号 令和6年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第6号 令和6年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の件であります。

第1条であります。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ509万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億830万4,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。6ページをお開き願いたいと思います。款1総務費は、509万9,000円を増額し、補正後の予算額を3億4,175万2,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄にまいりまして、説明欄(1)、総務管理費、給料、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金は、給与改定に伴う増額であります。

なお、7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照いただきたいとお願
い申し上げます。説明欄(2)、フルタイム会計年度任用職員給与等、給料、職員手当等、
共済費、負担金補助及び交付金は、これも給与改定に伴う増額であります。

続きまして、歳入にまいります。5ページをお開きください。款5繰入金は、509万9,000
円を増額し、補正後の予算額を1億7,507万3,000円とするものであります。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、説明欄にまいります。一般病床分、救急病
床分、その他運営補てん分は、診療所会計の収支の均衡を保つよう、それぞれ額を調節し
ているものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第6号 令和6年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の件
を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号

○議 長 日程第11、議案第7号 令和6年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第
3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第7号 令和6年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の
件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万9,000円を
追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,957万4,000円とするものでありま
す。

最初に、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。6ページをお開きいただきたいとい
うふうに思います。款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費、目2包括的・

継続的ケアマネジメント支援事業費は、60万9,000円を追加し、補正後の額を2,682万6,000円とするものであります。フルタイム会計年度任用職員や一般職員の給与改定に伴い人件費を増額するものであります。

なお、7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照お願い申し上げます。

次に、歳入にまいります。5ページをお開きいただきたいというふうに思います。款3 国庫支出金、項2 国庫補助金、目3 地域支援事業交付金（その他事業）は、23万5,000円を追加し、補正後の額を1,445万7,000円とするものであります。給与改定等に伴う人件費の増によるものであります。

款5 道支出金、項2 道補助金、目2 地域支援事業交付金（その他事業）は、11万7,000円を追加し、補正後の額を722万9,000円とするものであります。これも給与改定等に伴う人件費増によるものであります。

款7 繰入金、項1 一般会計繰入金、地域支援事業繰入金（その他事業）は、11万7,000円を追加し、補正後の額を723万3,000円とするもので、給与改定等に伴う人件費増によるものであります。

項2 基金繰入金、目1 基金繰入金は、14万円を追加し、補正後の額を1,711万4,000円とするものであります。これも給与改定等に伴う人件費増によるものであります。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第7号 令和6年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号

○議 長 日程第12、議案第8号 令和6年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第8号 令和6年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

1ページをお開き願いたいというふうに思います。収益的収入及び支出の支出であります。款1簡易水道事業費用は101万7,000円を追加し、補正後の額を1億6,628万1,000円とするものであります。

項1営業費用、目3総係費は、給与改定によるものであります。節、給料ほか、その他増額とするものであります。

2ページには給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをお願いするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第8号 令和6年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号

○議 長 日程第13、議案第9号 令和6年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第9号 令和6年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

1 ページをお開きください。収益的収入及び支出の支出であります。款1 下水道等事業費用は、44万2,000円を追加し、補正後の額を2億1,120万4,000円とするものであります。

項1 営業費用、目3 総係費は、給与改定によるものであります。節、給料ほか、それぞれ増額とするものであります。

2 ページには給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをお願い申し上げます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第9号 令和6年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長 以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これにて令和7年第1回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(午前11時30分閉会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7年 1月 7日

更別村議会議長

同 議員

同 議員